に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額	
ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額	
ヘ　前号ワに掲げる割合	
三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額	
イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額	
ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額	
ハ　第一号ホに掲げる割合	
リ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	
三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額	
イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額	
ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額	
ハ　第一号ホに掲げる割合	
ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額	
ホ　第一号ワに掲げる割合	